

大野市監査告示第2号

令和6年3月8日付け監査告示第1号で公表した財政援助団体等監査の結果について、措置を講じた旨の通知を受けたので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和6年3月28日

大野市監査委員 松田浩次

大野市監査委員 廣田憲徳

対象団体等	指 摘 事 項	措 置 結 果
大野市社会 福祉協議会	一部の会計処理で、見積書や請書を徴していない事例が見受けられるため、経理規程に基づいた適正な事務処理に努められたい。	諸規程を遵守し、適正な事務処理に努めます。
	健全な地域福祉の推進を図るために、経営健全化に努められたい。	介護保険事業・障害福祉サービス事業の体制の見直しや事業内容を再検討し、安定的な経営となるよう努めます。 また、経営健全化に向けては、経営改善を検討する委員会を組織し、早急の経営改善を図ります。
健幸福祉部 福祉課	一部において補助金等の交付基準が明文化されていないため、早急に整備されたい。	大野市社会福祉協議会に対する補助金交付要綱を制定し、交付する。
	経営実態についての把握が十分ではないことから、大野市社会福祉協議会との連携を図り、適切な助言や指導を行うことにより指導監査をさらに徹底されたい。	法人全体の運営について実態を把握した上で、助言や指導を行なっていく。